

# 労働保険事務組合宮城県歯科医師会事務処理規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規約は、一般社団法人宮城県歯科医師会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第9号の規定により、本会が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、第35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本労働保険事務組合及び組合員の責任を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託組合員 本会定款施行規則第1条に規定する正会員で本事務組合に労働保険事務等を委託した組合員
- (2) 特別組合員 委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第33条の規定による特別加入の承認を受けている組合員

## 第2章 労働保険関係等事務処理の委託

### (労働保険関係等事務の受託)

第3条 本事務組合が委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び印紙保険料に関する事務を除き、委託組合が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。

- 2 委託組合員が本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは前項に規定する労働保険事務等の一切の処理を委託するものとする。

### (委託事務の手続)

第4条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務等委託書（組様式第1号）を提出しなければならない。

2 労災保険法第34条第1項の規定に基づき特別加入しようとする委託組合員は、中小事業主等の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（省令様式第16号）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。

（委託の解除及び特別加入からの脱退）

第5条 本事務組合又は委託組合員が労働保険等事務処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務等委託解除通知書によって相手方に通知しなければならない。

2 特別組合員が労働保険事務等処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続を行い宮城労働局長の承認を受けなければならない。

3 本事務組合は、委託組合員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務等処理の委託を解除することができる。

（特別加入からの脱退手続）

第6条 特別組合員が労災保険法第33条第1号及び第2号又は第3号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としなことを希望する場合、同法第35条第3項の規定により同法第33条第3号又は第5号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係を消滅させることを希望する場合又は同法第36条第2項の規定により準用する同法第34条第2項の規定により同法第33条第6号又は第7号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けることができる者としなことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

### 第3章 事務処理の方法

（賃金総額等の報告）

第7条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料等算定基礎賃金等の報告（組様式第4号または事務組合が指定する様式）により、指定した期日までに本事務組合に報告しなければならない。

（1）事業の概要

- (2) 使用労働者について、前年度中（前年4月1日から本年3月31日まで）に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額
- (3) その年度中の1ヵ月平均使用労働者数
- (4) 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
- (5) その他事務組合が必要と認める事項

2 本事務組合が、主務官庁からメリット事業にかかる労災保険率及び特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

（被保険者の異動等に関する報告）

第8条 委託組合員は、その使用する労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動（以下「被保険者の異動」という。）又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動（以下「事業主の異動」という。）に関する公共職業安定所長に対する届出を作成するに必要な事実をその届出書の提出期限の5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

2 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。

3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載しなければならない。

4 本事務組合が公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該委託組合員の確認印を徴するものとする。

5 本事務組合が雇用保険法施行規則第10条から第14条の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

（離職証明書に関する報告）

第9条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険、被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。

2 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望

する旨又は希望しない旨の通知を委託組合員から受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。

- 3 本事務組合が雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し、離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に当該離職票を交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた委託組合員を通じて交付することを妨げない。
- 4 本事務組合が離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、その交付を受けた者から受領印を徴するものとする。
- 5 離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を雇用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。  
(労働保険料等の納付に関する事項)

第10条 本事務組合は、委託組合員から第7条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料及び当年度概算保険料及び一般拠出金を算定し、納付すべき労働保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)を保険料等納入通知書(組様式第7号甲)により委託組合員に通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料等を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。
- 3 本事務組合は、前項の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、事業場別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料等の額及び受領年月日を記載しなければならない。
- 4 本事務組合は、第7条の規定による報告を受け、前条の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、所定の保険料・拠出金申告書を作成し、法定の納期限内に政府に対して労働保険料等の申告及び納付を行わなければならない。
- 5 本事務組合は、納期前に委託組合員から交付を受けた労働保険料等は納期まで、納期後に交付を受けた労働保険料等は直ちに、その全額を国に納付しなければならない。
- 6 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等について第3期分までを国に納付したときは、その旨を委託組合員に通知しなければならない。  
(納入告知を受けた場合の事務)

第11条 法施行規則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による委託組合員に対する納入の告知を受けたときは、本事務組合は、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入告知書を送付しなければならない。

- 2 納入告知書の送付を受けた委託組合員は、納入告知書に指定された納期限の5日前までに、納入の告知にかかる全額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

第12条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定納期限の5日前までに督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

(領収証書の交付・保存)

第13条 第10条、第11条、第12条に規定する場合において本事務組合は委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収証書をすみやかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載しなければならない。また、本事務組合は委託組合員から労働保険料等の交付を受けこれを国に納付したことを証する「領収書・納付書等」を3年間保存しなければならない。

## 第4章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第14条 委託組合員が労働保険料等その他法律の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、その金額の限度で本事務組合は政府に対してそれらの納付の責めを負う。

- 2 法第21条第1項又は第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項又は第28条第1項に基づき政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第16条に規定の事由があるときは、その限度で本事務組合は政府に対する徴収金の納付の責めを負う。

(追徴金の納付責任)

第15条 本事務組合は、次に掲げる場合、委託組合員にかかる追徴金の納付の責めを負う。

- (1) 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第7条第1項にかかる保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申

告期限を超過し、政府により法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第4項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受け追徴金が徴収される場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責めに帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

第16条 委託組合員にかかる延滞金で次に掲げるものは本事務組合が納付の責めを負う。

(1) 委託組合員が、督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料等を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限までにその労働保険料等を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合には、その延滞金の額

(2) 第12条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までにその委託組合員の督促の通知を行わなかったため、督促状の指定納期限までに納付ができず、そのため延滞金を徴収される場合にはその延滞金の額

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事務組合の責めに帰すべき事由によって生じた延滞金

## 第5章 手数料

(手数料の額)

第17条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、委託組合員から別紙のとおり手数料を徴する。

(手数料の納入)

第18条 委託組合員は、その年度の概算保険料及び一般拠出金を本事務組合に交付するとき、あわせて手数料を納付しなければならない。

## 第6章 会計

(労働保険事務組合保険料等特別会計と労働保険事務組合会計)

第19条 本事務組合は、労働保険事務組合としての業務を行うため、労働保険事務組合保険料等特別会計と労働保険事務組合会計を設ける。

(収入・支出)

第20条 労働保険事務組合保険料等特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料等その他の徴収金、法第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料等その他の徴収金の超過額、返還金を支出するものとする。

2 本事務組合は、労働保険事務組合会計においては第17条に規定する手数料、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他に費用等を支出するものとする。

3 本事務組合は、委託組合員からの労働保険料等その他の徴収金のために交付を受けた金銭を、その目的以外に使用してはならない。また、労働保険料等は、労働保険事務の処理に要する経費及び母体団体の運営費と区分して経理しなければならない。

4 本事務組合が委託組合員から労働保険料等その他の徴収金の交付を受けた場合直ちに納付するときのほかは、(七十七銀行本店専用口座)の労働保険料等専用口座に預託しなければならない。この場合、労働保険料等その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する場合のほかは引き出さないものとする。

5 委託組合員が労働保険料等その他の徴収金の納付のため本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料等その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託組合員に返還するものとする。ただし、当該委託組合員の承認によって未納の労働保険料等その他の徴収金に充当することができる。

(経理年度)

第21条 労働保険事務組合保険料等特別会計と労働保険事務組合会計の経理年度は、本会の事業年度とする。

2 本事務組合は、毎年1回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り金の処理については、本会の監事の監査を受けるものとする。

3 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

4 本事務組合は、毎年1回、本会の代議員会において、労働保険料等の徴収・納付状況を報告しなければならない。

## 第7章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)

第22条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、本会理事会の承認を経て別に定める。

## 第8章 補 則

(規約の改廃)

第23条 この規約を変更し、又は廃止しようとするときは、本会理事会の決議を経なければならない。

### 附 則

この規約は、一般社団法人宮城県歯科医師会の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

### 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成28年2月18日から施行する。

### 附 則

この規約は、令和3年1月28日から施行する。

## 別 紙

### 労働保険手数料表

労働保険事務処理規約第17条に定める手数料は、次のとおりとする。

(1) 加 入 料	一診療所	1, 0 0 0 円 (新規加入)
(2) 診療所平均割	一診療所当り	年額 5, 0 0 0 円
(3) 被 保 険 者 割	被保険者1名につき	年額 1, 2 0 0 円